

表一1 各箇所の清掃仕様

玄関	床面は毎朝掃き掃除の上必要によりモップによる水拭き又は洗剤拭きをおこなうものとする。
外回り	一日一回掃き掃除を行い、必要に応じて散水するものとする。
ホール・廊下・階段	<p>テラゾーの床面は樹脂シール剤を塗布し、弾性タイルの床面は樹脂ワックスの塗装を施すものとする。</p> <p>塗膜の維持のために随時<スプレーバブ方式>等の適当な補修を行うものとする。</p> <p>日常の作業は次の要領によるものとする。</p> <p>① 床面は一日一回以上<ダストコントロール>又は、<大鋸屑方式>によってゴミ・埃を除き、甚だしい汚れはモップによる水拭き又は洗剤拭きによって除去するものとする。</p> <p>② 手の届く壁面及び柱・階段の手すりは毎日たたき又は雑巾のからぶきによって埃を除き、手すりの汚れは洗剤拭きによって除去するものとする。</p> <p>各所の配置してあるゴミ容器の内容物の収集を行う。</p>
便所・洗面所	<p>衛生陶器類・流し等は一日一回以上洗剤を用いて洗浄し、鏡はくもりのないように磨くものとする。</p> <p>床面は一日一回以上<ダストコントロール>又は、<大鋸屑方式>によってゴミ・埃を除き、甚だしい汚れはモップによる水拭き又は洗剤拭きによって除去するものとする。</p> <p>トイレトペーパー・水セッケンは切れないように補給するものとする。</p>
室内（事務室等）	<p>室内清掃は早朝一回とし、その作業要領は次のとおりとする。</p> <p>① 床面は、樹脂ワックスの塗布を施すものとし塗膜の維持のため随時、<スプレーバブ方式>等の適当な補修を行うものとする。</p> <p>日常作業は、早朝一回とし床面は<ダストコントロール方式>による除塵を行い、汚れはモップによる水拭き又は洗剤拭きによって除去するものとする。</p> <p>② 家具調度・造作及び壁面</p> <p>ロッカー等の家具調度類、扉・間仕切・窓枠等の造作及び手の届く壁面は、羽根ばたき・ダストクローズ・雑巾等により、ホコリ・汚れを除去するものとし、扉及びはば木等の汚れは随時洗剤を用いて拭き取るものとする。</p>
窓ガラス	<p>雨天の日を避け、昼間に磨き作業を行うものとする。</p> <p>作業に当たっては執務者の妨げにならないように注意するものとする。</p>